

第7回全員協議会会議記録

開閉会 日 時	令和6年8月1日（木曜）			午前 9時30分 開会
	休憩 9:43-50 9:53-58 10:10-10:12			
	午前10時20分 閉会			
会議場所	3階委員会			
出席議員 氏 名	議長 梶澤 幸治	議員 早苗 豊	議員 木村 淳彦	
	副議長 鈴木 健充	議員 立川 美穂	議員 伊藤 稔	
	議員 西尾 一則	議員 渡辺洋一郎	議員 菊池 秀明	
	議員 常通 直人	議員 堀切 忠		
	議員 正村紀美子	議員 中田智恵子		
	議員 中村 和宏	議員 小笠原 等		
欠席議員 氏 名	議員 橋本 和仁			
説明等に 出席した 者の氏名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 上田瑞紀	
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会				
議長が開会を告げ、橋本和仁議員の欠席を報告し、事務局が日程を説明し協議する。				
2 議 件				
(1) 協議事項				
ア 令和5年度議会費決算について		資料1		
イ 第2回議会モニター会議の総括案について		資料2		
ウ 例規等の改正案について		資料3		
エ 政務活動費の導入について		資料4		
オ 議員定数と報酬の見直しについて		資料5		
カ 議会改革諮問会議委員の選任案について		資料6		
3 その他				
<hr/>				
2 議 件				
(1) 協議事項				
ア 令和5年度議会費決算について		資料1		
<ul style="list-style-type: none"> ・総務係長：資料説明 ・議 長：意見・質疑はないか？ ・（意見・質疑なし） ・議 長：説明のとおり決定する。 				

イ 第2回議会モニター会議の総括案について 資料2

- ・渡辺議員：（「1：開催日時」～「5：議論テーマ」説明割愛・各自参照）「6：意見のまとめ」は、モニター参加者の個人意見を整理したもの。「7：総括」は、今回出された意見については「新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」に引き継ぎ「新たな新嵐山スカイパークのあり方及びグランドデザインの策定」に際する調査研究の基礎情報として活用すると総括した。なお、「8：特記事項」に記載のとおり、3ページ以降は、モニターと議員別にアンケート結果を添付したので参照いただきたい。
- ・議長：意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・議長：説明の内容で共通認識を図ることに異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・議長：決定とする。

ウ 例規等の改正案について 資料3

- ・総務係長：資料説明
- ・議長：意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・議長：説明のとおり決定する。

エ 政務活動費の導入について 資料4

- ・渡辺議員：今年度の活性化策の一つである「政務活動費の導入」について、本日は全体行程の案を協議したい。「資料4-1」を御覧いただきたい。この資料の大前提として、「政務活動費を導入すること」になった場合の適用時期は、現職議員の任期内である令和8（2026）年5月1日を目標に設定していることを最初に共有したい。また、「資料4-2」から「資料4-4」については、政務活動費導入にあたっての重要な検討経過となることから、この内容についても共通認識が図られている前提とするため、改めて事前に内容を確認する時間を確保したい。
- ・議長：9時50分まで休憩とする。
- ・（休憩）
- ・議長：休憩を取り消し、会議を再開する。休憩前に引き続き資料の説明を求める。
- ・渡辺議員：改めて「資料4-1」を御覧いただきたい。「4：議会の検討スケジュール（案）」を説明する。議会の検討区分は大きく4段階に設定した。（1）～（4）に記載のとおり、「素案」から「成案」までの4段階のステップとして、議会内部での議論をスタートに、その後、町民意見の聴取や専門家の意見聴取のプロセスを経て、成案化させていく流れである（「素案」→「原案」→「案」→「成案」の説明／「＊」の記載事項説明）。
- ・議長：質疑・意見はないか？
- ・早苗議員：素案・原案の条例の仕立てのイメージは？スケジュールはこれで間に合

うのか？

- ・渡辺議員：具体的な検討項目等は今後の整理事項であり、本日は全体スケジュールの協議となる。御意見を踏まえて、議運で再度協議しながら取り進めていきたい。
- ・議 長：他にないか？
- ・（質疑・意見なし）
- ・議 長：説明内容に異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：説明内容を全議員の共通認識とし、スケジュールに基づいて取り組んでいくこととする。

オ 議員定数と報酬の見直しについて 資料5

- ・渡辺議員：前回の全員協議会（第6回：6月28日開催）において、今年度の活性化策追加事項として共通認識を図った「議員定数と報酬の見直し（以下「定数・報酬」という。）」について、本日は全体行程の案を協議したい。「資料5-1」を御覧いただきたい。「定数・報酬」の検討機能を5つに区分し、スケジュール案を整理したものである。この資料の大前提として、「定数・報酬」を改正することになった場合の適用時期は、次期改選期の令和9（2027）年5月1日を目標としていることを最初に共有したい。

それを踏まえて、「1：議会運営委員会の検討スケジュール（案）」を説明する。議会運営委員会の検討区分は大きく4段階に設定した。（1）～（4）に記載のとおり、「素案」から「成案」までの4段階のステップとして、議会内部での議論をスタートに、その後、町民意見の聴取や専門家の意見聴取のプロセスを経て、成案化させていく流れである（「素案」→「原案」→「案」→「成案」の説明／「＊」の記載事項説明）。

次に、「2：議会改革諮問会議の検討スケジュール」を説明する。諮問会議は、本年10月をスタートとして、ただいま説明した議会運営委員会の調査と並行しながら、全5回の会議により、概ね1年間で答申をいただくとする流れである。諮問会議では、第2回・3回目の会議において、専門家による講義受講や議員との意見交換なども企画し、諮問委員が俯瞰した検討ができるように工夫しようとするものである。

次に、「3：町民との意見交換会のスケジュール（案）」を説明する。「定数・報酬」は、住民説明を十分尽くす必要性が高い事項であることから、一定期間（1～2か月）をかけて、市街地・農村地域の数か所を会場に設定し、膝を交えた場面を設けようとするものである。また、住民にとっても出席しやすいように、町長の未来ミーティング（1月）や農協の地域別懇談会＜8月（お盆明け）／2月（早々）＞と時期をずらして実施しようとするものである。なお、現時点での案としては、成案までに2回の実施を想定している。

最後に「4：議会モニター会議」及び「5：議会サポーター協議」のスケジュール（案）を説明する。モニター会議は成案までに2回。議運で「原案」及び「案」を確定する前に意見交換をしようとするものであり、議会サポーターの講義・協

議等については、議会改革諮問会議及び全員協議会において、サポーターとの協議により実施しようとするものである。

なお、「資料5-1」の内容を「資料5-2」では表に整理したので参照いただきたい。

- ・議 長：質疑・意見はないか？
- ・常通議員：「政務活動費の導入」と「定数・報酬の見直し」の施行時期が1年違う理由は？
- ・渡辺議員：「政務活動費の導入」については、これまでの一定の検討経過に基づくものであり、「議員定数と報酬の見直し」については、それと比べて背景が異なることから、結果として時期が1年ずれる行程案としたところである。
- ・常通議員：事情は理解するが、同時期の施行が適切と考える。成案（令和8年3月）から施行（令和9年5月）までのタイムラグの必要性はあるのか？
- ・渡辺議員：なり手対策の一手法として、次期改選期までの周知期間を考慮したものである。
- ・常通議員：次期の立候補者に対する周知期間は理解するものの、現職への適用を1年間延長せず、速やかに適用させることも検討していただきたい。意見として申し上げる。
- ・早苗議員：議員報酬の見直しについては、前回（平成27年度）から町の「特別職報酬等審議会（以下「特別職審議会」という。）」に諮問せずに、議会独自の検討手法としているが、今回の手法はどのように考えているのか？
- ・事務局長：事務レベルでの動きとなるが、町（総務課）に対しては、今回の「議員報酬の見直し」について情報共有している。現時点で、特別職（町長・副町長・教育長）の報酬及び各種委員報酬について、具体的な見直しの動きはないため、「特別職審議会」の設置予定はない。また、議会基本条例の規定では、議員報酬については、「特別職審議会」が諮問先ではなく「議会改革諮問会議」がその役割となることから、現時点で「特別職審議会」に協議するプロセスは念頭に置いていない。
- ・議 長：他にないか？
- ・（質疑・意見なし）
- ・議 長：説明内容に異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：説明内容を全議員の共通認識とし、スケジュールに基づいて取り組んでいくこととする。

カ 議会改革諮問会議委員の選任案について

資料6

- ・渡辺議員：今件については、ただいま協議した「定数・報酬の見直し」に際し、諮問会議を設置して取り進めることの提案となる。具体的には「資料6-1」に記載のとおり、5名の方を委員として、任期は2年間にしようとするものである。

諮問会議設置の根拠条例を説明するので「資料6-2」を御覧いただきたい（第1条から4条説明）。

これまでの委員選任については、公募の手法を用いたこともあるが、条例では公募を必須としていないことから、今回は指名により選任しようとするものであ

る。この理由は、諮問の趣旨が「定数と報酬」の具体人数や金額とするため、議会及び議員について一定の知識を前提とすることから、指名による手法を選択しようとするものである。

・議 長：意見・質疑はないか？

(意見・質疑なし)

・議 長：説明内容を全議員の共通認識とし、後日、議長から委嘱することとする。

3 その他

・議 長：「その他」で各議員からないか？

・渡辺議員：申し合わせ事項となるが、委員会等の開催日程について情報共有したい。8月5日(月)から18日(日)までは、「自主研修強化期間」として、委員会活動は基本的に行わないこととするので承知置きいただきたい。

・議 長：事務局からないか？

・事務局長：「その他資料」を説明する。「その他資料①」を御覧いただきたい。「クーリングシェルター」について情報共有するものである。近年の熱中症に対する健康対策として、新聞等で他自治体の取組みが報じられているが、本町においても「環境土木課」が担当窓口となり、去る7月29日から10月23日までの期間で、役場3階議員控コーナーのほか、保健福祉センターやめむろ一どの一部を指定施設として、町民等に対して一時避難により涼を取る場所として開設することになったので共有する。なお、「その他資料②」及び「③」については、クーリングシェルターの概要と根拠法となるので御参照いただきたい。

・議 長：以上で会議を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----

記載のとおり報告する。

令和6年8月1日

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治